UQ 通信サービス契約約款

【現行】		Ī	ころ笑がられるない		
(用語の定義)			(用語の定義)		
第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。		4	第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。		
用語	用語の意味	۱Ē	用語	用語の意味	
(略)	(略)		(略)	(略)	
無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信 設備であって、次のもの (1) 無線設備規則第 49 条の 29 に定める条件に適合す る無線基地局設備(当社が設置するものに限ります。以 下「WiMAX2+基地局設備」といいます。)		無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信 設備であって、次のもの (1) 無線設備規則 (昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号) 第 49 条の 29 に定める条件に適合する無線基地局設 備(当社が設置するものに限ります。以下「WiMAX 2+基地局設備」といいます。)	
	(2) 電波法施行規則第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)に定める第五世代移動通信システムによるもの(提携事業者が設置するものに限ります。) (3) 無線設備規則第49条の29の2に定める条件に適合する無線基地局設備(当社が設置するものに限ります。以下前号とあわせて「5G基地局設備」といいます。) (4) 電波法施行規則第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則に定める三・九一四世代移動通信システムによるもの(提携事業者が設置するものに限ります。以下「LTE基地局設備」といいます。)			(2) 電波法施行規則 (昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号) 第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則(昭和 63 年郵政省令第46号)に定める第五世代移動通信システムによるもの(提携事業者が設置するものに限ります。) (3) 無線設備規則第49条の29の2に定める条件に適合する無線基地局設備(当社が設置するものに限ります。以下前号とあわせて「5G基地局設備」といいます。) (4) 電波法施行規則第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則に定める三・九一四世代移動通信システムによるもの(提携事業者が設置するものに限ります。以下「LTE基地局設備」といいます。)	
(略)	(略)	_	(略)	(略)	
ユニバーサルサ	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のため		ユニバーサルサ	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のため	
一ビス料	の負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金		ービス料	の負担金に充てるために、基礎的電気通信役務 <u>の提供</u> に係 る交付金及び負担金算定等規則(平成 14 年総務省令第 64 号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金	
(略)	(略)		(略)	(略)	

第2章 UQ通信サービスの種類

(UQ通信サービスの種類)

第4条の2 UQ通信サービスには次の種類があります。

オーネのと 0 3 週間 7 と 7 にはのの 上次が は 7 6 7 8				
種類	内容			
WiMAX+5G	当社が無線基地局設備とUQ契約者が指定する無線機器			
サービス	(5G通信を行うことができるものに限ります。)との間			
	に電気通信回線を設定して提供するUQ通信サービス			
WiMAX2+サ	WiMAX+5Gサービス以外のUQ通信サービス			
ービス				

<u>2</u> UQ契約者は、UQ通信サービスの種類の変更を請求することはできません。

(当社が行う会員契約の解除)

第13条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、UQ契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその会員契約を解除することができます。

(料金契約に係る契約移行)

第 18 条 UQ契約者は、契約移行(当社が別に定める態様により、WiMAX 2+ + UQ 2+ UQ

ただし、WiMAX2+サービスの料金契約において、UQ Flatツープラス(期間条件なし)又はUQ Flatツープラス ギガ放題(期間条件なし)の適用を受けている場合は、この限りでありません。

第2章 UQ通信サービスの種類

(UQ通信サービスの種類)

第4条の2 UQ通信サービスには次の種類があります。

種類	内容
WiMAX+5G	当社が無線基地局設備とUQ契約者が指定する無線機器
サービス	(5G通信を行うことができるものに限ります。)との間
	に電気通信回線を設定して提供するUQ通信サービス
WiMAX2+サ	WiMAX+5Gサービス以外のUQ通信サービス
ービス	

2 WiMAX+5Gサービスには次の種類があります。

<u>種類</u>	内容		
第1種WiMAX	第2種WiMAX+5Gサービス以外のもの		
+5Gサービス			
第2種W i MAX	別表(オプション機能)に定める5G SAオプション		
+5Gサービス <u>を利用可能なUIMカードを挿入している端末</u> 記			
	間に電気通信回線を設定して提供するもの		

3 UQ契約者は、UQ通信サービス<u>及びWiMAX+5Gサービス</u>の種類の変更を請求することはできません。

(当社が行う会員契約の解除)

第 13 条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、UQ契約者について、破産法<u>(平成16年法律第75号)</u>、民事再生法<u>(平成11年法律第225号)</u>又は会社更生法<u>(平成14年法律第154号)</u>の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその会員契約を解除することができます。

(料金契約に係る契約移行)

第 18 条 UQ契約者は、契約移行(当社が別に定める態様により、<u>次表の左欄に定めるUQ通信サービスに係る</u>料金契約を解除すると同時に新たに<u>同表の</u> 右欄に定めるUQ通信サービスに係る料金契約を締結すること<u>を</u>いいます。 以下同じとします。)を申<u>し</u>出ることができます。

ただし、WiMAX2+サービスの料金契約において、UQ Flatツープラス (期間条件なし)又はUQ Flatツープラス ギガ放題 (期間条件なし)の適用を受けている場合は、この限りでありません。

(オプション機能の提供)

第23条の2 当社は、UQ契約者から請求があったときは、別表に規定するオプション機能を提供します。この場合において、UQ契約者は、そのオプション機能を利用する1の料金契約(現にそのオプション機能を利用しているものを除きます。)を指定していただきます。

(利用中止)

- 第34条 当社は、次の場合には、UQ通信サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社又は提携事業者の電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ないとき。
- (2) 第38条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。 2 当社は、前項の規定によりUQ通信サービスの利用を中止するときは、当 社が別に定める方法により、あらかじめそのことをそのUQ契約者にお知ら せします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(通信利用の制限)

第38条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

	機関名	
気象機関		
水防機関		
消防機関		

WiMAX2+サービス	<u>W i M A X + 5 G サービス</u>
第1種W i MAX+5Gサービス	第2種WiMAX+5Gサービス

(オプション機能の提供)

- 第23条の2 当社は、UQ契約者から請求があったときは、別表に規定するオプション機能を提供します。この場合において、UQ契約者は、そのオプション機能を利用する1の料金契約(現にそのオプション機能を利用しているものを除きます。)を指定していただきます。
- 2 前項の規定にかかわらず、別記3に定めるオプション機能については、U Q契約者から請求があったものとみなして取り扱います。

(利用中止)

- 第34条 当社は、次の場合には、UQ通信サービスの<u>一部又は全部の</u>利用を中止することがあります。
 - (1) 当社又は提携事業者の電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ないとき。
- (2) 第38条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。 2 当社は、前項の規定によりUQ通信サービスの利用を中止するときは、当
- 当社は、前項の殊定によりしる過信り ころの利用を中止することは、当 社が別に定める方法により、あらかじめそのことをそのUQ契約者にお知ら せ<u>(個別の通知又は当社所定のWEBサイトに掲示する等の方法により行い</u> <u>ます。)</u>します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(通信利用の制限)

第38条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

秩序の維持に直接関係がある機関

防衛に直接関係がある機関

海上の保安に直接関係がある機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信役務の提供に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

別記3の基準に該当する新聞社等の機関

預貯金業務を行う金融機関

その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

第38条の2 当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。

(1)~(3) (略)

- (4) 当社又は提携事業者の電気通信設備に継続して著しい負荷が生じ、一定期間その解消が見込まれないと当社が認めた場合に、UQ通信サービスの円滑な提供のために、WiMAX+5Gサービスの契約者回線について、データ通信の伝送速度を制限すること。
- 2 当社は、その契約者回線に係る通信の1料金月における総情報量(通信の相手方に到達しなかったものを含みます。以下「累計課金対象データ量」といいます。)が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線に係る通信の伝送速度を最高128kbit/sに制限する取扱い(以下「総量速度規制」といいます。)を行います。

UQ通信サービスの種類		総量速度規制データ量
WiMAX+	基本使用料の料金種別がギガ	32, 212, 254, 720 バイト
5 Gサービス	<u>放題プラス Netflix</u>	(30 ギガバイト)
	パックであるもの	
	上記以外のもの	16, 106, 127, 360 バイト
		(15 ギガバイト)
WiMAX2+サービス		7, 516, 192, 768 バイト

災害救助機関

秩序の維持に直接関係がある機関

防衛に直接関係がある機関

海上の保安に直接関係がある機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信役務の提供に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

新聞社等の機関

金融機関

その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

<u>備考</u>上欄に定めるそれぞれの対象機関は、事業法施行規則第56条第1号の 規定に基づき、総務大臣が指定する機関をいいます。以下同じとします。

第38条の2 当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。

(1)~(3) (略)

- (4) 当社又は提携事業者の電気通信設備に継続して著しい負荷が生じ、一定期間その解消が見込まれないと当社が認めた場合に、UQ通信サービスの円滑な提供のために、WiMAX+5Gサービスの契約者回線について、データ通信の伝送速度を制限すること。
- 2 当社は、その契約者回線に係る通信の1料金月における総情報量(通信の相手方に到達しなかったものを含みます。以下「累計課金対象データ量」といいます。)が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線に係る通信の伝送速度を最高128kbit/sに制限する取扱い(以下「総量速度規制」といいます。)を行います。

	<u>区分</u>	総量速度規制データ量
WiMAX+	下欄以外のもの	32, 212, 254, 720 バイト
5 Gサービス		(30 ギガバイト)
	基本使用料の料金種別がギガ	16, 106, 127, 360 バイト
	放題プラスのもの	(15 ギガバイト)
WiMAX2+サービス		7, 516, 192, 768 バイト
		(フギガバイト)

(7ギガバイト)

3 契約移行があった場合、契約移行前のWiMAX2+サービスの契約者回線に係る通信の累計課金対象データ量を、前項に定める累計課金対象データ量に合算します。

(他の電気通信事業者への通知)

- 第69条 UQ契約者は、第12条(UQ契約者が行う会員契約の解除)、第13条(当社が行う会員契約の解除)又は第14条(会員契約の終了)の規定に基づき会員契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、当社が個人情報の取扱い等について定めたプライバシーポリシー(以下「プライバシーポリシー」といいます。)に定める電気通信事業者からの請求に基づき、同プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
- 第70条 当社は、UQ契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の 電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電 気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の 請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲(UQ契約 者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。)で 利用します。

なお、UQ通信サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、 当社のプライバシーポリシーにおいて定めます。

第71条 削除

3 契約移行があった場合、契約移行前の<u>UQ通信サービス</u>の契約者回線に係る通信の累計課金対象データ量を、前項に定める累計課金対象データ量に合算します。

(他の電気通信事業者への通知)

- 第69条 UQ契約者は、第12条(UQ契約者が行う会員契約の解除)、第13条(当社が行う会員契約の解除)又は第14条(会員契約の終了)の規定に基づき会員契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、当社が個人情報の取扱い等について定めたプライバシーポリシー(以下「プライバシーポリシー」といいます。)に定める電気通信事業者からの請求に基づき、プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
- 第70条 当社は、UQ契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の 電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電 気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の 請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲(UQ契約 者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。)で 利用します。

なお、UQ通信サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、 プライバシーポリシーにおいて定めます。

(提供条件書)

第71条 <u>当社は、この約款のほか、当社が別に定める提供条件書に定めるところにより、UQ通信サービス及び付随サービスを提供します。</u>

料金表

通則

(基本使用料の料金種別の取扱い)

1 次表の左欄に定める用語は、それぞれ同表の右欄に定める基本使用料の料金種別の総称をいいます。

金種別の総称をし	<u>・いょり。 </u>
用語	基本使用料の料金種別
ギガ放題プラス	ギガ放題プラス モバイルルータープラン(2年自動更新
モバイル	あり)
	│ ギガ放題プラス モバイルルータープラン(2年自動更新 │
	なし)
	ギガ放題プラス モバイルルータープラン(期間条件なし)
	│ ギガ放題プラス モバイルルータープラン(2年自動更新 │
	あり)ハート割
	│ ギガ放題プラス モバイルルータープラン(2年自動更新 │
	なし)ハート割
	ギガ放題プラス モバイルルータープラン(期間条件なし)
	ハート割
ギガ放題プラス	ギガ放題プラス ホームルータープラン(2年自動更新あ
ホーム	り)
	ギガ放題プラス ホームルータープラン(2年自動更新な
	L)
	ギガ放題プラス ホームルータープラン(期間条件なし)
	ギガ放題プラス ホームルータープラン(2年自動更新あ
	り)ハート割
	ギガ放題プラス ホームルータープラン(2年自動更新な
	し)ハート割
	ギガ放題プラス ホームルータープラン (期間条件なし)
	ハート割
ギガ放題プラス	ギガ放題プラス Netflixパック
N e t f l i x	ギガ放題プラス Netflixパックハート割
<u>パック</u>	
ギガ放題プラス	ギガ放題プラス (2年自動更新あり)
	ギガ放題プラス(2年自動更新なし)
	ギガ放題プラス(期間条件なし)
	ギガ放題プラス(2年自動更新あり)ハート割

料金表 通則

(基本使用料の料金種別の取扱い)

1 次表の左欄に定める用語は、それぞれ同表の右欄に定める基本使用料の料金種別の総称をいいます。

金種別の総称をし	種別の総杯をいいます。			
用語	基本使用料の料金種別			
ギガ放題プラス	ギガ放題プラス モバイルルータープラン(2年自動更新			
モバイル	あり)			
	ギガ放題プラス モバイルルータープラン(2年自動更新			
	なし)			
	ギガ放題プラス モバイルルータープラン(期間条件なし)			
	ギガ放題プラス モバイルルータープラン(2年自動更新			
	あり)ハート割			
	ギガ放題プラス モバイルルータープラン(2年自動更新			
	なし)ハート割			
	ギガ放題プラス モバイルルータープラン(期間条件なし)			
	ハート割			
ギガ放題プラス	ギガ放題プラス ホームルータープラン(2年自動更新あ			
ホーム	り)			
	ギガ放題プラス ホームルータープラン(2年自動更新な			
	L)			
	ギガ放題プラス ホームルータープラン (期間条件なし)			
	ギガ放題プラス ホームルータープラン(2年自動更新あ			
	り)ハート割			
	ギガ放題プラス ホームルータープラン(2年自動更新な			
	し)ハート割			
	ギガ放題プラス ホームルータープラン(期間条件なし)			
	ハート割			

ギガ放題プラス (2年自動更新あり) ギガ放題プラス (2年自動更新なし) ギガ放題プラス (期間条件なし) ギガ放題プラス (2年自動更新あり) ハート割

【UQ コミュニケーションズ株式会社】

_			【64コミュー)プロンス体式会社】
	ギガ放題プラス(2年自動更新なし)ハート割		ギガ放題プラス(2年自動更新なし)ハート割
	ギガ放題プラス(期間条件なし)ハート割		ギガ放題プラス(期間条件なし)ハート割
		Netflix	ギガ放題プラス Netflixパック
		パック	ギガ放題プラス Netflixパックハート割
			ギガ放題プラスS Netflixパック
			ー ギガ放題プラスS Netflixパックハート割
+5Gギガ放題	ギガ放題プラスモバイル	+5Gギガ放題	ギガ放題プラスモバイル
プラン	ギガ放題プラスホーム	プラン	ギガ放題プラスホーム
	ギガ放題プラスNetflixパック		ギガ放題プラス
	ギガ放題プラス		ギガ放題プラスS
			ギガ放題プラスSハート割
			Netflixパック
2 + ギガ放題プ	(略)	2 + ギガ放題プ	
ラン	()	ラン	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
UQFlatツ	(略)	UQFlatツ	(略)
ープラスプラン	/-H/	ープラスプラン	\cappa_H/
UQFlatツ	(略)	UQFlatツ	(略)
一プラスギガ放		一プラスギガ放	1 111
題プラン		題プラン	
KE 7 7 2		RE 7 7 2	

第1表 UQ通信サービスに関する料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第40条(基本使用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用

(1) 基本使用 料の料金種別 の選択

(1) 基本使用 | ア 基本使用料には、次の料金種別があります。

(ア) WiMAX+5Gサービスに係るもの

基本使用料の料金種別

ギガ放題プラス モバイルルータープラン (期間条件なし)

ギガ放題プラス モバイルルータープラン (期間条件なし) ハート割

ギガ放題プラス ホームルータープラン (期間条件なし)

ギガ放題プラス ホームルータープラン (期間条件なし) ハート割

ギガ放題プラス Netflixパック

ギガ放題プラス Netflixパックハート割

- イ UQ契約者は、料金契約の申込みに際して、基本使用 料の料金種別を選択していただきます。
- ウ アに規定するほか、基本使用料には、次の料金種別が あります。

ただし、UQ契約者は、料金契約の申込みに際して、この料金種別を選択することはできません。

(ア) WiMAX+5 Gサービスに係るもの

基本使用料の料金種別

ギガ放題プラス モバイルルータープラン(2年自動更新あり)

(略)

第1表 UQ通信サービスに関する料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第40条(基本使用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用

(1) 基本使用 料の料金種別 の選択

(1) 基本使用 ア 基本使用料には、次の料金種別があります。

(ア) 第1種WiMAX+5Gサービスに係るもの

基本使用料の料金種別

ギガ放題プラス モバイルルータープラン (期間条件なし)

ギガ放題プラス モバイルルータープラン (期間条件なし) ハート割

ギガ放題プラス ホームルータープラン (期間条件なし)

ギガ放題プラス ホームルータープラン (期間条件なし) ハート割

ギガ放題プラス Netflixパック

ギガ放題プラス Netflixパックハート割

(イ) 第2種W i MAX+5Gサービスに係るもの

基本使用料の料金種別

ギガ放題プラスS

ギガ放題プラスSハート割

ギガ放題プラスS Netflixパック

ギガ放題プラスS Netflixパックハート割

- イ UQ契約者は、料金契約の申込みに際して、基本使用 料の料金種別を選択していただきます。
- ウ アに規定するほか、基本使用料には、次の料金種別が あります。

ただし、UQ契約者は、料金契約の申込みに際して、この料金種別を選択することはできません。

(ア) 第1種WiMAX+5Gサービスに係るもの

基本使用料の料金種別

| ギガ放題プラス モバイルルータープラン (2年自動更 | 新あり)

(略)

		1.1	
	ギガ放題プラス(2年自動更新なし)ハート割		ギガ放題プラス(2年自動更新なし)ハート割
	(イ) W i M A X 2 + サービスに係るもの		(イ) W i M A X 2 + サービスに係るもの
	基本使用料の料金種別		基本使用料の料金種別
	(略)		(略)
	エ UQ契約者は、基本使用料の料金種別を変更するとき		エ UQ契約者は、基本使用料の料金種別を変更するとき
	は、そのことを当社が別に定める方法によりサービス取		は、そのことを当社が別に定める方法によりサービス取
	扱所に申し込んでいただきます。		扱所に申し込んでいただきます。
	ただし、別紙において基本使用料の料金種別の変更		ただし、別紙において基本使用料の料金種別の変更
	ができないこととされている場合は、その申込みを行		ができないこととされている場合は、その申込みを行
	うことはできません。		うことはできません。
	オ 当社は、エの申込みがあった場合は、その申込みを当		オ 当社は、エの申込みがあった場合は、その申込みを当
	社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日から変		社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日から変
	更後の料金種別による基本使用料を適用します。		更後の料金種別による基本使用料を適用します。
	ただし、業務の遂行上やむを得ないときは、この限り		ただし、業務の遂行上やむを得ないときは、この限り
	でありません。		でありません。
(略)	(略)	(略)	(略)
(6) ギガ放題	ア (ア)に定める基本使用料の料金種別(以下この欄にお	(6) ギガ放題	ア (ア)に定める基本使用料の料金種別(以下この欄にお
ハート割の取	いて「本プラン」といいます。)の適用を受けることがで	ハート割の取	いて「本プラン」といいます。)の適用を受けることがで
扱い	きる者は、(イ)の適用条件のいずれかに該当するUQ契	扱い	きる者は、(イ)の適用条件のいずれかに該当するUQ契
	約者とします。		約者とします。
	(ア) 基本使用料の料金種別		(ア) 基本使用料の料金種別
			<u>① 第1種WiMAX+5Gサービスに係るもの</u>
	│ ギガ放題プラスモバイルルータープラン(2年自動更		││ ギガ放題プラスモバイルルータープラン(2年自動更 ││
	││新あり)ハート割、ギガ放題プラスモバイルルータープ │		││新あり) ハート割、ギガ放題プラスモバイルルータープ │
	│ ラン(2年自動更新なし) ハート割、ギガ放題プラスモ │		┃┃ ラン(2年自動更新なし) ハート割、ギガ放題プラスモ ┃┃
	│ バイルルータープラン (期間条件なし) ハート割、ギガ │		バイルルータープラン (期間条件なし) ハート割、ギガ
	│ 放題プラスホームルータープラン(2年自動更新あり)		┃┃ 放題プラスホームルータープラン(2年自動更新あり)┃┃
	│ ハート割、ギガ放題プラスホームルータープラン(2年 │		│ ハート割、ギガ放題プラスホームルータープラン (2年
	││自動更新なし) ハート割、ギガ放題プラスホームルータ │		││自動更新なし) ハート割、ギガ放題プラスホームルータ ││
	│ 一プラン(期間条件なし)ハート割、ギガ放題プラス N │		│ 一プラン(期間条件なし)ハート割、ギガ放題プラス N
	││ e t f l i x パックハート割、ギガ放題プラス(2 年自 │		│ e t f l i x パックハート割、ギガ放題プラス (2年自 │ │
	動更新あり) ハート割、ギガ放題プラス(2年自動更新		動更新あり) ハート割、ギガ放題プラス(2年自動更新
	なし) ハート割、ギガ放題プラス (期間条件なし) ハー		┃┃ なし)ハート割、ギガ放題プラス(期間条件なし)ハー ┃┃
	ト割、ギガ放題(2年自動更新あり)ハート割、ギガ放		┃┃ ト割、ギガ放題(2年自動更新あり)ハート割、ギガ放 ┃┃
	題(2年自動更新なし)ハート割 <u>又は</u> ギガ放題(期間条		題(2年自動更新なし)ハート割 <u>、</u> ギガ放題(期間条件
	件なし)ハート割		なし)ハート割

(イ) (略)

イ (略)

ウ 当社は、次のいずれかに該当する場合を除いて、イの 申出を承諾します。

(ア)~(イ) (略)

(ウ) そのUQ契約者が現に本プランの適用を受けているとき。

(エ)~(カ)

エ(略)

- オ 当社は、本プランの適用を受けている料金契約について、そのUQ契約者から申出があった場合のほか、次のいずれかに該当したときは、その基本使用料の料金種別を変更します。
 - (ア) そのUQ契約者がアの適用条件に該当しなくなったとき。
 - (イ) UQ契約者の地位の承継があったとき。
 - (ウ) ウの不承諾要件に該当していることが判明したとき。
 - (エ) そのUQ契約者がエの規定に違反したとき。
- カ オの場合おいて、UQ契約者は、当社が定める期日までに変更後の基本使用料の料金種別を指定していただきます。この場合において、当社は、その期日までに基本使用料の料金種別が指定されなかったときは、変更前の料金種別に応じて、それぞれ下表の右欄に定める料金種別への変更の申出があったものとみなして取り扱います。

0470	
変更前	変更後
ギガ放題プラスモバイル	ギガ放題プラスモバイル
ルータープラン(2年自動	ルータープラン(2年自動
更新あり)ハート割	更新あり)
(略)	(略)
ギガ放題プラス (期間条件	ギガ放題プラス (期間条件
なし)ハート割	なし)

② 第2種WiMAX+5Gサービスに係るもの

<u>ギガ放題プラスSハート割、ギガ放題プラスS Net</u> f l i x パックハート割

(イ) (略)

イ (略)

ウ 当社は、次のいずれかに該当する場合を除いて、イの 申出を承諾します。

(ア)~(イ) (略)

(ウ) そのUQ契約者が現に本プランの適用を受けているとき。

(エ)~(カ)

エ(略)

- オ 当社は、本プランの適用を受けている料金契約について、そのUQ契約者から申出があった場合のほか、次のいずれかに該当したときは、その基本使用料の料金種別を変更します。
 - (ア) そのUQ契約者がアの適用条件に該当しなくなったとき。
 - (イ) UQ契約者の地位の承継があったとき。
 - (ウ) ウの不承諾要件に該当していることが判明したとき。
 - (エ) そのUQ契約者がエの規定に違反したとき。
- カ オの場合おいて、UQ契約者は、当社が定める期日までに変更後の基本使用料の料金種別を指定していただきます。この場合において、当社は、その期日までに基本使用料の料金種別が指定されなかったときは、変更前の料金種別に応じて、それぞれ下表の右欄に定める料金種別への変更の申出があったものとみなして取り扱います。

(ア) 第1種WiMAX+5Gサービスに係るもの

変更前	変更後
ギガ放題プラスモバイル	ギガ放題プラスモバイル
ルータープラン(2年自動	ルータープラン(2年自動
更新あり)ハート割	更新あり)
(略)	(略)

	1			
	│ ギガ放題(2年自動更新あ ギガ放題(2年自動更新あ		ギガ放題プラス (期間条件	
	り)ハート割り)		なし)ハート割	なし)
	ギガ放題 (2年自動更新な ギガ放題 (2年自動更新な		<u>(イ) 第2種WiMAX</u> -	<u> ト5Gサービスに係るもの</u>
	しいハート割しい		<u>変更前</u>	変更後
	│ ギガ放題(期間条件なし) ギガ放題(期間条件なし)		<u>ギガ放題プラスSハート</u>	<u>ギガ放題プラスS</u>
	ハート割		<u>割</u>	
			ギガ放題プラスS Net	<u>ギガ放題プラスS Net</u>
			f I i x パックハート割	f l i xパック
			<u>(ウ) WiMAX2+サ-</u>	-ビスに係るもの
			変更前	<u>変更後</u>
			ギガ放題(2年自動更新あ	ギガ放題(2年自動更新あ
			り)ハート割	り)
			ギガ放題(2年自動更新な	ギガ放題(2年自動更新な
			し)ハート割	L)
			ギガ放題(期間条件なし)	ギガ放題(期間条件なし)
	la (mtr)		ハート割	
(m/r)	牛 (略)		キ (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(12) 基本使用		(12) 基本使用	ア〜ウ (略)	
料の料金種別	用を受けている契約者回線については、スタンダートモ	料の料金種別		
による総量規	ード又はハイスピードモードによる通信に係る情報量	による総量規		
制の緩和等	を、第38条の2(通信利用の制限)第2項に定める累	制の緩和等		
	計課金対象データ量の集計から除外します。			
	イ +5Gギガ放題プランの適用を受けている契約者回			
	線に係るスタンダードモードによる通信については、総			
	■ 量速度規制を行いません。 ウ +5Gギガ放題プラン又は2+ギガ放題プランの適 □			
	フェッス・イルが超フランスはとエイルが超フランの過 用を受けている契約者回線については、WiMAX2+			
	用を受けている実利有回縁については、WIMAスとモー 基地局設備の混雑状況によりWIMAX2+通信の伝			
	医医皮を削減する場合がめります。 ウ			
	フーキョスイカ放題フランスはとエイカ放題フランの過 用を受けている契約者回線については、WiMAX2+			
	基地局設備の混雑状況によりWiMAX2+通信の伝			
	<u> </u>			
(13) a u スマ		(40) 95186	No. I P.A.	
ートバリュー	かる回線(auスマートバリュー又は自宅セット割(そ	(13) <u>削除</u>	<u>削除</u>	
<u> </u>	<u> 小り日日 </u>	(略)	(略)	

		【UQ コミュニケーションズ株式会社】
等の適用によ	れぞれ提携事業者が提供する電気通信サービスに係る	
る総量規制の	料金の割引であって、当社所定のものをいいます。以下	
取扱い	同じとします。)の判定用回線として指定があり、その	
	定める加算データ量を第38条の2(通信利用の制限)	
	 制を行います。	
	<u></u> 加算データ量	
	16, 106, 127, 360 バイト(15 ギガバイト)	
	イ アの取扱いを受けている契約者回線のUQ契約者は、	
	その契約者回線に接続している端末設備を、当社に届出	
	のあった住所又は居所から移動することはできません。	
	ウ 当社は、イの規定に違反してその端末設備を移動した	
	と当社が判断したときは、その契約者回線について、当	
	社所定の日において、当社所定の基本使用料の料金種別	
	<u>ーー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	
(略)	(略)	
, war	V-H/	

2 料金額

1料金契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額(税込額)
(略)	(略)
ギガ放題プラス Netflixパック	5, 760 円 (6, 336 円)
ギガ放題プラス Netflixパックハート割	5,379円(5,916.9円)
(略)	(略)

備考

- 1 NetflixサービスはNetflix合同会社が、Netflix 合同会社の定める利用規約に基づき提供するサービスです。
- 2 <u>ギガ放題プラスNetflixパック</u>の料金額には、Netflix合同会社の提供するNetflixサービスのうち、スタンダードプランの料金額(税抜1,355円(税込1,490円)) を含みます。
- 3 <u>ギガ放題プラスNetflixパック</u>の契約者は、当社が別に定める方法により手続きを行うことで、Netflixサービスを利用することができます。
- 4 <u>ギガ放題プラスNetflixパック</u>の契約者は、その契約者回線に係る情報並びにNetflixサービスに係る契約情報を、当社とNetfLix合同会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。相互に開示し照会した情報は、当社及びNetfLix合同会社の定める目的で利用します。NetfLix合同会社の個人情報保護方針については Netflix.com/privacy をご参照ください。
- 5 <u>ギガ放題プラスNetflixパック</u>の契約者がNetflixサービスを利用する場合のNetflixサービスに関する提供条件等については、Netflix合同会社及び当社が別に定めるところによります。

2 料金額

(1) 第1種WiMAX+5Gサービスに係るもの

1料金契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額(税込額)
(略)	(略)
ギガ放題プラス Netflixパック	5,760円(6,336円)
ギガ放題プラス Netflixパックハート割	5, 379 円 (5, 916. 9 円)
(略)	(略)

備考

- 1 NetflixサービスはNetflix合同会社が、Netflix 合同会社の定める利用規約に基づき提供するサービスです。
- 2 <u>Netflixパック</u>の料金額には、Netflix合同会社の提供するNetflixサービスのうち、スタンダードプランの料金額(税抜1,355円(税込1,490円)) を含みます。
- 3 Netflixパックの契約者は、当社が別に定める方法により手続きを行うことで、Netflixサービスを利用することができます。
- 4 Netflixパックの契約者は、その契約者回線に係る情報並びにNetflixサービスに係る契約情報を、当社とNetflix合同会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。相互に開示し照会した情報は、当社及びNetflix合同会社の個人情報保護方針についてはNetflix.com/privacyをご参照ください。
- 5 Netflixパックの契約者がNetflixサービスを利用する場合のNetflixサービスに関する提供条件等については、Netflix合同会社及び当社が別に定めるところによります。

(2) 第2種WiMAX+5Gサービスに係るもの

1料金契約ごとに月額

	「竹並大小」ことに方領
<u>区分</u>	料金額
	税抜額(税込額)
ギガ放題プラスS	4,500円(4,950円)
<u>ギガ放題プラスSハート割</u>	4, 119 円 (4, 530. 9 円)
ギガ放題プラスS Netflixパック	5, 760 円 (6, 336 円)
ギガ放題プラスS Netflixパックハート割	5, 379 円 (5, 916. 9 円)

【UQ コミュニケーションズ株式会社】

	-ソーフョンス体氏去社】
備考 (1)の表の備考第1項から第5項に定めるとお	<u> </u>
(0) M: MA V 0 1 H 1 1 7 1 - 1 7 7 + 0	
<u>(3) WiMAX2+サービスに係るもの</u>	1 料金契約ごとに月額
分	料金額
	税抜額(税込額)
(略)	(略)

第6 プラスエリアモードオプション料等

1 適用

プラスエリアモードオプション料又はLTEオプション料の適用につ いては、第42条の3(プラスエリアモードオプション料等の支払義務) の規定によるほか、次のとおりとします。

プラスエリアモードオプション料等の適用

リアモードオ プション料の 適用除外

(1) プラスエ | ア UQ契約者は、auスマートバリュー又は自宅セット 割の判定用回線として指定があった契約者回線につい て、判定用回線としての適用を受けている料金月(ギガ 放題プラスからの基本使用料の料金種別の変更の申込 みと同一の料金月に、その指定があり提携事業者が承諾 した場合は、その料金月を含みます。)のプラスエリア モードオプション料の支払いを要しません。

> イ UQ契約者は、契約移行のあった日を含む料金月にお いてLTEオプション料の支払いを要する場合又は (2)のアからウに定めるLTEオプション料の支払い を要しない事由に該当する場合、その料金月のプラスエ リアモードオプション料の支払いを要しません。

(2) LTE才 プション料の 適用除外

2 料金額

1 料全切約 ゴレに 日頞

区分	料金額(税抜)
プラスエリアモードオプション料	1,000円
LTEオプション料	1, 005 円

第6 プラスエリアモードオプション料等

1 適用

プラスエリアモードオプション料又はLTEオプション料の適用につ いては、第42条の3(プラスエリアモードオプション料等の支払義務) の規定によるほか、次のとおりとします。

プラスエリアモードオプション料等の適用

リアモードオ プション料の 適用除外

- (1) プラスエ ア UQ契約者は、auスマートバリュー又は自宅セット 割の判定用回線として指定があった契約者回線につい て、判定用回線としての適用を受けている料金月(ギガ 放題プラスからの基本使用料の料金種別の変更又は契 約移行の申込みと同一の料金月に、その指定があり提携 事業者が承諾した場合は、その料金月を含みます。) の プラスエリアモードオプション料の支払いを要しませ
 - イ UQ契約者は、第1種WiMAX+5Gサービスから 第2種WiMAX+5Gサービスへの契約移行があっ た日を含む料金月において、契約移行前及び契約移行後 の料金契約のそれぞれでプラスエリアモードによる通 信を行った場合、その料金月の第1種WiMAX+5G サービスの料金契約に係るプラスエリアモードオプシ ョン料の支払いを要しません。
 - ウ UQ契約者は、契約移行のあった日を含む料金月にお いてLTEオプション料の支払いを要する場合又は (2)のアからウに定めるLTEオプション料の支払い を要しない事由に該当する場合、その料金月のプラスエ リアモードオプション料の支払いを要しません。

(2) LTEオ プション料の 適用除外

2 料金額

1料金契約ごとに月額

区分	料金額(税抜)
プラスエリアモードオプション料	1,000円
LTEオプション料	1,005円

【UQ コミュニケーションズ株式会社】			
別表 オプション機能 別表 オプション機能		能	
種類	提供条件	種類 提供条件	
グローバルIP	UQ契約者が指定した無線機器に専らグローバルⅠPア	グローバルIP	UQ契約者が指定した無線機器に専らグローバルIPア
アドレスオプシ	ドレスを割り当てる機能をいいます。	アドレスオプシ	ドレスを割り当てる機能をいいます。
ョン	│備 │ <u>(1)</u> UQ契約者は、当社が別に定める接続先(以下 │	ョン	備 <u>(1) UQ通信サービス(第2種WiMAX+5G</u>
	考 「特定APN」といいます。)を介して通信を行う		考 サービスを除きます。)の契約者回線に限り提供し
	ことにより本機能を利用することができます。		<u>ます。</u>
	(2) 本機能に関するその他の提供条件について		(2) UQ契約者は、当社が別に定める接続先(以下
	は、当社が別に定めるところによります。		「特定APN」といいます。)を介して通信を行う
			ことにより本機能を利用することができます。
			(3) 本機能に関するその他の提供条件について
			は、当社が別に定めるところによります。
		<u>5G SAオプシ</u>	5 G SA(スタンドアローン)による通信を行うことが
		<u>ョン</u>	できる機能をいいます。
			<u>備</u> (1) 第2種W i MAX+5Gサービスの契約者回
			考 線(当社が別に定める移動無線装置を利用してい
			<u>るものに限ります。)に限り提供します。</u>
			(2) 本機能に関するその他の提供条件について
			<u>は、当社が別に定めるところによります。</u>

別記

1 無線機器が適合すべき技術基準等

区分	技術基準等		
技術基準	端末設備等規則 (昭和 60 年郵政省令第3 1 号)		
技術的条件	_		

2 債権譲渡先となる料金回収会社

3 新聞社等の基準

0 利用は守り至う	
<u>区分</u>	技術基準等
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社
	ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は
	<u>論議することを目的として、あまねく発売されること。</u>
	イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であ
	<u>ること。</u>
(2) 放送事業	放送法(昭和25年法律第132号)第2条に定める放送事
<u>者等</u>	業者及び有線テレビジョン放送法(昭和 47 年法律第 114
	号) 第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって
	自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース((1)欄の基準のすべ
	てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送
	をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいい
	ます。)を供給することを主な目的とする通信社

4 インターネット接続サービスの利用における禁止行為

5 UQ契約者が指定できる支払方法

別記

1 無線機器が適合すべき技術基準等

区分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則
技術的条件	_

2 債権譲渡先となる料金回収会社

3 請求があったものとみなして取り扱うオプション機能

C HANNO US STEED USE CONTROL CONTROL STEED INCHE			
<u>区分</u>	オプション機能		
<u>第1種WiMAX+5</u>	<u>グローバルIPアドレスオプション</u>		
<u>Gサービス</u>			
<u>第2種WiMAX+5</u>	5G SAオプション		
<u>Gサービス</u>			
WiMAX2+サービ	<u>グローバルIPアドレスオプション</u>		
<u></u>			

- 4 インターネット接続サービスの利用における禁止行為
- 5 UQ契約者が指定できる支払方法

附則 (23-UQ 事企第 001 号)
(実施時期)
1 この改定規定は、令和5年6月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サ
<u>ービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u>

- 別紙 基本使用料の料金種別の変更に係る取扱い
 - (1) WiMAX+5Gサービスに係るもの (表略)
- ※<u>「通常」は定期プラン特約の適用がない場合を、</u>「特約」は定期プラン特約の | ※各記号の意味は、それぞれ下表のとおりとします。 適用がある場合を指します。各記号の意味は、それぞれ下表のとおりとしま す。

記号	料金種別の変更	適用期間の特例	プラン解除料の特例
×	不可	_	_
	回	_	_
0	可	_	プラン解除料の支払
			いを要さない
0	可	適用期間を引き継ぐ	プラン解除料の支払
			いを要さない

別紙 基本使用料の料金種別の変更に係る取扱い

(1) 第1種WiMAX+5Gサービスに係るもの (表略)

WE HE STORM CATEGORY CONTRACTOR OF THE STORM CONTRACTO				
記号	料金種別の変更	適用期間の特例	プラン解除料の特例	
×	不可	_		
	可	_	_	
0	可	_	プラン解除料の支払	
			いを要さない	
0	可	適用期間を引き継ぐ	プラン解除料の支払	
			いを要さない	

(2) 第2種WiMAX+5Gサービスに係るもの

		IAATOGA	しろに示るし	<u> </u>	
	<u>区分</u>	<u>変更後</u>			
		ギガ放題プ	ギガ放題プ	ギガ放題プ	ギガ放題プ
		ラスS	ラスSハー	ラスS N	ラスS N
			ト割	etfli	e t f l i
				×パック	xパックハ
					<u>ート割</u>
変	ギガ放題プラ				
<u>変</u> 更 前	<u>スS</u>		<u> </u>	_	
前	ギガ放題プラ				
	スSハート割				
	ギガ放題プラ				
	スS Netf				
	<u>lixパック</u>				
	ギガ放題プラ				
	スS Netf				
	<u>lixパック</u>				
	<u>ハート割</u>				

※各記号の意味は、それぞれ下表のとおりとします。

記号 料金種別の変更

(2) WiMAX2+サービスに係るもの (表略)

適用がある場合を指します。各記号の意味は、それぞれ下表のとおりとしま す。

記号	料金種別の変更	適用期間の特例	プラン解除料の特例
×	不可	_	_
	可	_	_
0	可	_	プラン解除料の支払
			いを要さない
0	可	適用期間を引き継ぐ	プラン解除料の支払
			いを要さない

	<u>可</u>
×	<u>不可</u>

(3) WiMAX2+サービスに係るもの (表略)

※「通常」は定期プラン特約の適用がない場合を、「特約」は定期プラン特約の | ※「通常」は定期プラン特約の適用がない場合を、「特約」は定期プラン特約の 適用がある場合を指します。各記号の意味は、それぞれ下表のとおりとしま す。

記号	料金種別の変更	適用期間の特例	プラン解除料の特例
×	不可	_	_
	可	_	_
0	可	_	プラン解除料の支払
			いを要さない
0	可	適用期間を引き継ぐ	プラン解除料の支払
			いを要さない